

できません。

— 納得できないので、こちらが文書で質問したのだから、文書で回答してもらえますか、行政機関が利用者の質問に答えるのは当然のことでしょう。

のうですわ。今日というわけにはいきませんが、この次に窓口に来られた時に声をかけて下さい、準備しときますから。

ケツのまくりあい

後日、文書での回答を受けとりに

行くこと、態度一変、考えつめたんですが、文書を出す必要はないと思

います、納得できなければ、府の保険課でも、労働省でもいつて下さい。困のやつて了ることで、国家公務員ですから。ブチ殺してやるか、という怒りを初めて感じた。もはや言葉

話でわかる輩ではない、と。それでも怒りをややおさえ、ビラまいてきつと騒ぎにしたるからな、

とこちらもきかないケツまくり。あゝなさせなや。

数と見るサア来い早く来いを人が聞く金を出す、で、半ば後所が天下顔

今のところ、川柳をこしらえてセ

ンターでビラまきするのが精一杯、

コッパ役人の顔、青ざめさすにはほど遠い。だが、今に見とれ、いた。

就労申告書廃止にまつわる

役人のウソの数々

ヤミ支給というウソ

読売新聞は、八一年一月二日の

「日雇い雇用給付金10年間モヤミ支給」の見出しをかかげ、リード文で

も、資格のない労働者にまでヤミ支給されていた。と書き、八二年二月ニニ日夕刊にも、愛隣地区だけの「ヤミ支給」で、困などから、是正を迫られていた。と書いています。

だが、三月四日の西成分会との団交の席上で、大阪府労働部保険課の役人は、現状でもヤミ支給とは考え

ていない。と説明している。あたりまえだ。アブレキ当は支給するが職業紹介はしないという職官もどきのありりん労働公共職業安定

所をこしらえたときは、印紙のあるところなどはゼロにひしかった。

取は郵送しないはずニは出さんでは立っ瀬がないので、なんこかゴニ

松う機能だけでも働くようにしようと考えられたのが、就労申告書した。

労働者が働いて就労申告書を取寄にセッせとまっついったおかげで、

取寄紹介しない取寄がアブし支給で大きな取寄が出来るようになったのだ

し、事業所をつかんで、保険料の徴収、印紙の普及もはかどったのでは

ついで完納されていくのか。

申告書一割というソ

十一月二十日の読表には二つの数字が書かれています。

「あいらん職安で失業給付金受給者は月約一万人、支給額は年間約五十億円。労働部は「このうち一割強が申告書による支給」とみている」

「労働省は十年間で、未加入事業所が全体の七割から一割まで減ったことなどから打ち切り方針」

団交の席上でも、翻めるときは70

ないか。そのを今になって、ヤミ支給でした。とはい文子はずがない。

もし、就労申告書での保険料徴収率が悪いことからヤミ支給というのであれば、それは行政の怠慢のせいだ。

取寄が取場を紹介しないから労働者は自分で働く場所を探し、保険料の徴収先まで取寄に届けているのに、

保険料を徴収しえないのは行政の責任だ。

一ツ聞くと、印紙を貼った事業所の保険料は、印紙以外の部分に

%の労働者が申告書を利用していたが、現在は10%前後に減っている。

一月まで申告書が提出されている

のは三百八十事業所などの数字が出た。

では、具体的に何人が申告書を利用してアブしを受給しているのか、と聞くと答がない。すででの事業所

飯場の数がつかみようがないのにも割から一割まで減ったと言う根拠の不明良々。

何人の労働者に影響がでるのか、

と聞くと、支給台帳には支給した日
付しか記載がなく、現物の手帳を見
せてもらわないとゆからない、と言
う。

② 団交の翌日、16番窓口で、きのう
団交の席上で支給台帳が判らな
いうとったで、10名も入って現物ない
んやら、とりつから、いやハ。名程
度はつかんできます、との返事。

ともかく、すべてウソ、確たる根
拠のある数字は今のところない。
役人のいうには、労働省が早く廃

さて、どうするか

① 印紙の普及に協力しよう

② 九月以降にそなえて、申告書の
用紙をもらいためておこう。黄
色い用紙があるかぎり、有効なも
のとして認めさせよう。なくなっ
たら、こしらえよう。

③ 万一、それがだめなら、ハンコ
一つに付九六円払ってアブしをま
らおう。

④ 山谷、名古屋の職場に就労申
告書を認めさせよう。

止せえ、というのを今までは
てきました、もう限度です。ラジオ
が宣伝もしてきます、努力します。印
紙普及100%は不可能だと思いますが
努力します。で、九月から廃止しま
す。のくり返し。

暴動も起せまいとアメ廃止
職場のケツをゆるくアッコふく
特別の事情で相対定着し
特別の事情フタしてアブし切り
印紙ある身が申告切りする
申告書類りの仲間にかかせむ

⑤ 飯場の近くの職場にオヤシが印

紙を買うように指導してもらおう
それでだめなら、職場の印紙を貼
ってもらうか、就労申告書に書き
きしてもらおう。

⑥ 同じ飯場に長くいる人は、飯場
の近くの職場を手帳を切りかえ、
今のうちに申告書を認めさせてお
こう。

⑦ デモしよう、デモがだめなら暴
動を、それでだめなら革命

⑧ なんとかが救済だけ手に入れよう